

議案第16号

令和2年度富士見市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度富士見市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年2月9日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

令和2年度富士見市公共用地先行取得事業特別会計予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出します。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名
1 事業費	1 事業費	公共用地先行取得事業

(単位 千円)

金 額
116,932